平成２８年（フ）第２０号
広島県福山市平成台７番13号
債務者　小田　　努
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１５号
愛媛県今治市東門町６丁目２番27号　村上ハイツ102号、前住所愛媛県今治市菊間町浜398番地１、前々住所愛媛県今治市常盤町６丁目６番18号　アーバンアベニューＢ棟205号、前々々住所愛媛県今治市北日吉町１丁目５番14号
債務者　宇都宮せな
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１２８号
熊本市東区尾ノ上４丁目４番38号　レジデンスＳＯＨＯ　106号
債務者　田村　良一
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５３号
宮崎市新城町59番地１　サンヴィラージュ107号
債務者　豊秋加代子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６８号
宮崎市天満町８番35号　スカイコート宮崎402号
債務者　小野　翔伍
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６号
沖縄県石垣市字大浜1349番地１　県営住宅磯辺団地５号棟301号
債務者　上里　勝彦
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第２０号
広島県呉市広大新開１丁目12番５－505号
債務者　山崎　恒生
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第７０号
熊本市南区良町１丁目９番20－106号　メゾンさんすーしい、前住所熊本市南区出仲間３丁目３番20－106号　レオパレス21太田二00四
債務者　矢澤　明宏
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２７８号
名古屋市西区枇杷島４丁目25番１号　メゾンシャルム102号、従前の住所愛知県あま市本郷花ノ木110番地　ハマハイツ第３　101号
債務者　田中　真弓
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１号
山口県周南市大字久米1305番地の12　ナガイハイツ101号
債務者　北原　富也
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１９号
青森市長島３丁目11番２号
債務者　今　　人美
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９９１号
大阪府枚方市出口５丁目17番１号
債務者　山本　聖子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１３４号
大阪府東大阪市中新開２丁目11番46号　グリーンたちばな　306号室
債務者　吉川　家史
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３４４号
大阪市旭区太子橋３丁目14番３号
債務者　村上　　睦
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３４５号
大阪市旭区太子橋３丁目14番３号
債務者　村上絵里香
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部